

可児市自主運行バス車内広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、可児市自主運行バス（以下「さつきバス」という。）の車内に掲載する有料広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の媒体)

第2条 広告を掲載する媒体は、さつきバスの車内とする。

(広告の種類)

第3条 掲載する広告の種類は、紙類等とする。

(広告枠の大きさ)

第4条 掲載する広告枠の大きさは、B3判ヨコ位置とする。

(広告枠の数)

第5条 募集する広告枠の数は、最大25枠とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、原則として各月の1日から末日までの1か月単位で最長1年とする。

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料金は、別表1に定める。

(広告の募集期間)

第8条 募集は、随時行うものとし、募集の枠数を満たした時点で締め切るものとする。

(申込書等の提出)

第9条 広告の掲載を希望する者は、掲載を希望する月の2か月前の末日までに申込書及び原寸広告案（以下「申込書等」という。）を市に提出するものとする。ただし、広告枠の数に空きがある場合は締切日以後であっても申込書等を提出できるものとする。

(掲載の決定)

第10条 市は、申込書等を受理したときは、掲載を希望する月の前月5日（5日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までに掲載の可否を決定し、同月10日までに通知書により申込者に通知する。ただし、前条ただし書の規定により申込書等の提出があった場合は、この限りでない。

(広告掲載料の納付)

第11条 第10条の掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告案の審査終了後、広告を掲載する前月20日までに、広告掲載料を納付するものとする。ただし、第9条ただし書の規定により申込書等の提出があった場合は、別に定める期日までに納付するものとする。

2 広告代理業を営む者がその業務により広告掲載料を納付する場合にあっては、別に定める期日までに納付するものとする。

3 広告主は、次条第1項の規定による取り下げ又は第13条第1項の規定による取り消し若しくは中止（以下「取下げ等」という。）があった場合においても、第7条に定める広告掲載料の全額を納付するものとする。ただし、広告掲載前に取下げ等があった場合については、第7条に定める広告掲載料に別表2に定める割合を乗じて得た額を納付する

ものとする。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告掲載を取り下げようとするものは、書面により市に申し出るものとする。

(広告掲載の取消し等)

第13条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消し、又は中止することができるものとする。

(1) 広告主が、指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2) 広告主が、指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。

(3) その他広告主又は広告としてふさわしくないと市が認めるとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は中止した場合において、広告主に損害が発生しても、市はその責を負わない。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責によらない理由により、広告の掲載ができなくなった場合は、別表3で定めるところにより広告掲載料を返還することができる。

(広告の作成及び提出)

第15条 広告主は、自己の負担において広告を作成し、別途指定する期日までに市に提出するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月5日から施行する。

別表1 (第7条関係)

掲載条件	1 枠 1 か月あたりの広告掲載料 (税込)
2 枠以上を 6 か月以上掲載する場合	1,500 円
上記以外	2,000 円

別表 2 (第11条関係)

取下げ等のあった日	納付する広告掲載料
掲載希望月の前月 6 日から10日まで	広告掲載料の30%
掲載希望月の前月11日から20日まで	広告掲載料の50%
掲載希望月の前月21日から末日まで	広告掲載料の80%

掲載希望月が複数月にわたるときは、掲載希望月数分の広告掲載料を算定の基礎とする。

別表 3 (第14条関係)

広告の掲載ができなくなった日	返還する額
掲載開始前	広告掲載料全額
掲載開始日以降	要領第7条の規定による広告掲載料を単価とし、単価に車両が運行できなかった月数を乗じて得た額。ただし法律による車両点検及び天災、事変その他非常事態が発生した場合を除き、同じ月内で運行できなかった日数が6日未満の場合は返還しない。

別記様式 1

可児市自主運行バス車内広告掲載申込書

令和 年 月 日

可児市長 あて

住所（所在地）

氏名（名称）

電話番号

FAX 番号

代表者職氏名

担当者氏名

可児市広告掲載取扱要綱及び可児市自主運行バス車内広告取扱要領を遵守のうえ、下記のとおり申し込みます。なお、申込みに当たり、私（当社）の市税（国民健康保険税を含む。）納付状況調査に同意します。

記

掲載期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
掲載枠数	枠
要望する 掲載位置	No.1522 車両 1 2 3 4 5 どこでもよい No.1523 車両 6 7 8 9 10 どこでもよい No.1621 車両 11 12 13 14 15 どこでもよい No.2021 車両 16 17 18 19 20 どこでもよい No.2022 車両 21 22 23 24 25 どこでもよい
広告内容	別添のとおり
備考	

- ※ 掲載制限に照らして相応しくない広告はお断りします。
- ※ 車内での破損、盗難等については一切の責任を負いません。
- ※ 車内での掲載位置は原則として抽選により決定します。